

議 案 第 7 号

富士見市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、職員等の旅費制度を見直すため、富士見市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(富士見市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市職員等の旅費に関する条例(昭和61年条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条第1項中「出張する」を「旅行する」に改める。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 内国旅行 本邦における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (5) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (6) 一般職の職員 職員のうち、市長等以外のものをいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項中「が、次の各号の一」を「又はその遺族が、次の各号のいずれか」に改め、同項第1号中「内国出張」を「出張のための内国旅行」に、「離職又は休職（以下）」を「退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この号及び第3号、次項並びに第18条第1項において）」に改め、同項第2号中「内国出張」を「出張のための内国旅行」に改め、同項第3号及び第4号中「外国出張」を「出張のための外国旅行」に改め、同条第4項中「職員」の次に「又は職員」を加え、「、出張した」を「旅行した」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第6項中「出張中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払いを受けた旅費額（概算払いを受けなかった場合には、概算払い）」を「旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払）」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定

による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（旅行命令書又は旅行依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第7条において同じ。）を含む。以下この条において「旅行命令書等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をす

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条の見出しを「（旅行命令等に従わない旅行）」に改め、同条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「出張する」を「旅行する」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に、「出張に」を「旅行に」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、「出張した場合の旅費により」を「旅行した場合によって」に改め、同条ただし書中「及び方法によって出張し」を「又は方法により旅行し」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「出張者」を「旅行者」に改め、「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「に必要な書類」を「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条にお

いて同じ。)に必要な資料」に、「当該出張命令権者」を「市長」に、「添付書類」を「資料」に、「かかる旅費額のうちその書類」を「係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「当該出張」を「当該旅行」に、「、5日以内に」を「所定の期間内に、」に改め、同条第3項中「出張命令権者」を「市長」に、「直ちに」を「所定の期間内に、」に改め、同条第4項中「の様式及び添付書類の種類について」を「及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。）をもって提出することができる。

第13条を第7条とし、同条の次に次の6条を加える。

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、第9条から第17条までに定めるところによる。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするも

のに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(市長等が、外国旅行をする場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2に区分された航空機により市長等が移動するとき及び一般職の職員が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動するとき及び一般職の職員が前号の著しく長時間にわたる移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可

を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第15条において「法」という。）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

「第2章 内国出張の旅費」を削る。

第14条から第23条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、法に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じ

て規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(市内出張)

第22条 職員が市内に出張するときは、規則の定めるところにより、その実費を支給する。

(市長等に同行した場合の旅費額)

第23条 一般職の職員が、市長等に同行した場合には、当該職員に対し支給する旅費は、前各条の規定にかかわらず同行した市長等と同額の旅費とする。

「第3章 外国出張の旅費」を削る。

第24条から第26条までを次のように改める。

(旅費の特例)

第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、同項の

規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費の全額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第27条から第33条までを削る。

「第4章 雑則」を削る。

第34条から第36条までを削り、第37条を第27条とする。

別表を削る。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「として」の次に「富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところにより」を加え、同条第2項を削る。

(富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表のとおり」を「富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところにより」に改める。

別表を削る。

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表のとおり」を「富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところにより」に改める。

別表を削る。

（富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表に定める旅費」を「富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の規定により算出される市長の旅費相当額」に改める。

別表を削る。

（富士見市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第6条 富士見市証人等の実費弁償に関する条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の規定により、一般職の職員に支給する旅費の額（外国旅行については、旅費条例別表に定める8級の職務にある者の欄に掲げる額）」を「の規定により算出される一般職の職員に支給する旅費の額」に、「第21条」を「第22条」に改める。

（富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第7条 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「出張した」を「旅行した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の富士見市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の富士見市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する出張命令権者が旧条例第4条第1項に規定する出張命令等を発した出張については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に旧条例第2条第1項第1号に規定する出張命令権者が旧条例第4条第1項に規定する出張命令等を発した出張について、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定によりその変更をする必要があると認める場合は、当該出張を同条第1項の旅行命令等による旅行とみなして同条第3項の規定を適用するものとする。この場合において、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 7 第2条の規定による改正後の富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する公務のための旅行から適用し、同日前に出発する公務のための旅行については、なお従前の例による。

- 8 第3条の規定による改正後の富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する公務のための旅行から適用し、同日前に出発する公務のための旅行については、なお従前の例による。
- 9 第4条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する公務のための旅行から適用し、同日前に出発する公務のための旅行については、なお従前の例による。
- 10 第5条の規定による改正後の富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する公務のための旅行から適用し、同日前に出発する公務のための旅行については、なお従前の例による。
- 11 第6条の規定による改正後の富士見市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に改正後の富士見市証人等の実費弁償に関する条例第1条各号に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合について適用し、施行日前に出頭し、参加し、又は出席した場合については、なお従前の例による。